

# JIS

電子機器用固定コンデンサー  
第 14 部：品種別通則：  
電源用電磁障害防止固定コンデンサー

JIS C 5101-14 : 2014

(IEC 60384-14 : 2013)

(JEITA/JSA)

平成 26 年 9 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電子技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	水本 哲 弥	東京工業大学
(委員)	磯野 秀 樹	富士通オプティカルコンポーネンツ株式会社
	今中 秀 郎	日本電信電話株式会社
	立田 光 廣	千葉大学
	中尾 浩 治	一般社団法人電子情報技術産業協会
	松井 俊 弘	総務省情報通信国際戦略局
	三浦 佳 子	消費生活コンサルタント
	三宅 良 彦	一般社団法人日本電子回路工業会
	山本 真	日本放送協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 10.7.20 改正：平成 26.9.22

官 報 公 示：平成 26.9.22

原 案 作 成 者：一般社団法人電子情報技術産業協会

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル TEL 03-5218-1050)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：電子技術専門委員会 (委員長 水本 哲弥)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 一般事項	1
1.1 適用範囲	1
1.2 目的	1
1.3 引用規格	2
1.4 個別規格に規定する事項	3
1.5 用語及び定義	4
1.6 表示	8
1.7 クラス X のコンデンサ及びクラス Y のコンデンサの分類	9
2 推奨特性及び定格	11
2.1 推奨特性	11
2.2 推奨定格値	11
2.3 スリーブ、テープ、チューブ及び電線絶縁の要求事項	12
3 品質評価手順	12
3.1 製造の初期工程	12
3.2 構造的に類似なコンデンサ	12
3.3 出荷対象ロットの成績証明書	12
3.4 認証試験	12
3.5 品質確認検査	21
4 試験及び測定方法	24
4.1 外観及び寸法	24
4.2 電氣的試験	25
4.3 端子強度	28
4.4 はんだ耐熱性	28
4.5 はんだ付け性	29
4.6 温度急変	29
4.7 振動	29
4.8 バンプ	29
4.9 衝撃	30
4.10 封止	30
4.11 一連耐候性	30
4.12 高温高湿（定常）	31
4.13 インパルス電圧	32
4.14 耐久性	33
4.15 充放電	35

	ページ
4.16 無線周波数特性 .....	36
4.17 耐炎性 .....	36
4.18 発炎性 .....	37
4.19 部品の耐溶剤性 (適用する場合) .....	39
4.20 表示の耐溶剤性 .....	39
附属書 A (規定) インパルス電圧試験回路 .....	40
附属書 B (規定) 耐久性試験回路 .....	42
附属書 C (規定) 充放電試験回路 .....	43
附属書 D (規定) 設計の宣言 (製造業者及び認証機関の機密事項) .....	44
附属書 E (参考) パルス試験回路 .....	45
附属書 F (規定) 表面実装用コンデンサの安全性試験のための固有の要求事項 .....	46
附属書 G (参考) 固定磁器コンデンサ種類 2 の静電容量エージング .....	49
解 説 .....	52

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) 及び一般財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 5101-14:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS C 5101** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS C 5101-1** 第 1 部：品目別通則

**JIS C 5101-2** 第 2 部：品種別通則：固定メタライズドポリエチレンテレフタレートフィルム直流コンデンサ

**JIS C 5101-2-1** 第 2-1 部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリエチレンテレフタレートフィルム直流コンデンサ 評価水準 E 及び EZ

**JIS C 5101-3** 第 3 部：品種別通則：表面実装用固定タンタル固体 (MnO<sub>2</sub>) 電解コンデンサ

**JIS C 5101-3-1** 第 3-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定タンタル固体 (MnO<sub>2</sub>) 電解コンデンサ 評価水準 EZ

**JIS C 5101-4** 第 4 部：品種別通則：アルミニウム固体 (MnO<sub>2</sub>) 及び非固体電解コンデンサ

**JIS C 5101-4-1** 第 4-1 部：ブランク個別規格：アルミニウム非固体電解コンデンサ—評価水準 EZ

**JIS C 5101-4-2** 第 4-2 部：ブランク個別規格：アルミニウム固体 (MnO<sub>2</sub>) 電解コンデンサ—評価水準 EZ

**JIS C 5101-8** 第 8 部：品種別通則：固定磁器コンデンサ 種類 1

**JIS C 5101-8-1** 第 8-1 部：ブランク個別規格：固定磁器コンデンサ 種類 1 評価水準 EZ

**JIS C 5101-9** 第 9 部：品種別通則：固定磁器コンデンサ 種類 2

**JIS C 5101-9-1** 第 9-1 部：ブランク個別規格：固定磁器コンデンサ 種類 2 評価水準 EZ

**JIS C 5101-11** 第 11 部：品種別通則：固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサ

**JIS C 5101-11-1** 第 11-1 部：ブランク個別規格：固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサ 評価水準 EZ

**JIS C 5101-13** 第 13 部：品種別通則：固定ポリプロピレンフィルム金属はく直流コンデンサ

**JIS C 5101-13-1** 第 13-1 部：ブランク個別規格：固定ポリプロピレンフィルム金属はく直流コンデンサ 評価水準 E 及び EZ

**JIS C 5101-14** 第 14 部：品種別通則：電源用電磁障害防止固定コンデンサ

**JIS C 5101-14-1** 第 14-1 部：ブランク個別規格：電源用電磁障害防止固定コンデンサ 評価水準 D

**JIS C 5101-14-2** 第 14-2 部：ブランク個別規格：電源用電磁障害防止固定コンデンサ 安全性を要求する試験

- JIS C 5101-14-3** 第 14-3 部：ブランク個別規格：電源用電磁障害防止固定コンデンサ 評価水準 DZ
- JIS C 5101-15** 第 15 部：品種別通則：固定タンタル非固体又は固体電解コンデンサ
- JIS C 5101-15-1** 第 15 部：ブランク個別規格：はく電極形固定タンタル非固体電解コンデンサ 評価水準 E
- JIS C 5101-15-2** 第 15 部：ブランク個別規格：焼結形固定タンタル非固体電解コンデンサ 評価水準 E
- JIS C 5101-15-3** 第 15 部：ブランク個別規格：焼結形固定タンタル固体電解コンデンサ 評価水準 E
- JIS C 5101-16** 第 16 部：品種別通則：固定メタライズドポリプロピレンフィルム直流コンデンサ
- JIS C 5101-16-1** 第 16-1 部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリプロピレンフィルム直流コンデンサ 評価水準 E 及び EZ
- JIS C 5101-17** 第 17 部：品種別通則：固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及びパルスコンデンサ
- JIS C 5101-17-1** 第 17-1 部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及びパルスコンデンサ 評価水準 E 及び EZ
- JIS C 5101-18** 第 18 部：品種別通則：表面実装用固定アルミニウム固体 (MnO<sub>2</sub>) 及び非固体電解コンデンサ
- JIS C 5101-18-1** 第 18-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定アルミニウム固体 (MnO<sub>2</sub>) 電解コンデンサ—評価水準 EZ
- JIS C 5101-18-2** 第 18-2 部：ブランク個別規格：表面実装用固定アルミニウム非固体電解コンデンサ—評価水準 EZ
- JIS C 5101-20** 第 20 部：品種別通則：表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサ
- JIS C 5101-20-1** 第 20-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサ 評価水準 EZ
- JIS C 5101-21** 第 21 部：品種別通則：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 1
- JIS C 5101-21-1** 第 21-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 1 評価水準 EZ
- JIS C 5101-22** 第 22 部：品種別通則：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 2
- JIS C 5101-22-1** 第 22-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 2 評価水準 EZ
- JIS C 5101-23** 第 23 部：品種別通則：表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサ
- JIS C 5101-23-1** 第 23-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサ 評価水準 EZ
- JIS C 5101-24** 第 24 部：品種別通則：表面実装用固定タンタル固体 (導電性高分子) 電解コンデンサ
- JIS C 5101-24-1** 第 24-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定タンタル固体 (導電性高分子) 電解コンデンサ—評価水準 EZ
- JIS C 5101-25** 第 25 部：品種別通則：表面実装用固定アルミニウム固体 (導電性高分子) 電解コンデンサ

**JIS C 5101-25-1** 第 25-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定アルミニウム固体（導電性高分子）  
電解コンデンサー評価水準 EZ

**JIS C 5101-26** 第 26 部：品種別通則：固定アルミニウム固体（導電性高分子）電解コンデンサ

**JIS C 5101-26-1** 第 26-1 部：ブランク個別規格：固定アルミニウム固体（導電性高分子）電解コンデ  
ンサ 評価水準 EZ

白 紙

# 電子機器用固定コンデンサー 第 14 部：品種別通則： 電源用電磁障害防止固定コンデンサ

## Fixed capacitors for use in electronic equipment— Part 14: Sectional specification—Fixed capacitors for electromagnetic interference suppression and connection to the supply mains

### 序文

この規格は、2013 年に第 4 版として発行された IEC 60384-14 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

### 1 一般事項

#### 1.1 適用範囲

この規格は、JIS C 5101-1 を品目別通則とする品種別通則で、電源用電磁障害防止固定コンデンサについて規定する。この規格は、直流 1 000 V 以下、交流 1 000 V (実効値) 以下で、周波数 100 Hz 以下の交流電源又はその他の電源回路に接続するコンデンサ及び抵抗器とコンデンサとを組み合わせた部品(以下、RC ユニットという。)に適用する。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60384-14:2013, Fixed capacitors for use in electronic equipment—Part 14: Sectional specification—Fixed capacitors for electromagnetic interference suppression and connection to the supply mains (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“一致している”ことを示す。

#### 1.2 目的

この規格は、この品種のコンデンサの推奨定格及び特性を規定するとともに、JIS C 5101-1 から適切な品質評価手順、試験方法及び測定方法を選定し、一般的要求性能を規定することを主な目的とする。この品種別通則に基づいた個別規格に規定する試験の厳しき及び要求性能は、この規格よりも低い水準であってはならず、同等又は高い水準になる。

この規格は、試験機関による認証が要求されている国での試験機関が適用する安全性についての試験計画を規定することも目的とする。

この規格を適用するコンデンサに対する交流電源電圧との組合せの過電圧カテゴリは、JIS C 60664-1 から選定することが望ましい。